

【函館らしい歴史的な景観への配慮基準】

項目	配慮基準		
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>公道に面する部分を各様式ごとの配慮基準の全ての項目に適合させ、普通地においては、公道に面する部分の側面、角地においては、公道に面する部分以外の面を配慮基準4項目のうち、外壁について適合させること。</li> <li>各様式の建物として、その特徴をよく表し、歴史的建物としてバランスのとれた違和感のないものであること。</li> </ul>		
和風様式	屋根	切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>下見板張り、ささら下見板張り、ラップサイディングボード張り、漆喰塗りまたは和風に配慮された塗装のいずれかとすること。</li> <li>隅柱を設けること。</li> </ul>	
	窓	1階	木製面格子を取り付けた窓、木製出格子窓または格子窓のいずれかとすること。
		2階	格子窓または木製出格子窓とすること。
分節等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、便所、風呂場、台所等の窓はこの限りではない。</li> <li>1階と2階の間に庇を設けること。</li> </ul>		
洋風様式	屋根	切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>下見板張りまたはラップサイディングボード張りとすること。</li> <li>隅柱を設けること。</li> </ul>	
	窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>額縁、笠木および窓台を設け縦長格子窓または笠木を設けた格子出窓とすること。</li> <li>ただし便所、風呂場、台所等の窓はこの限りではない。</li> </ul>	
	分節等	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻屋根の場合は、軒蛇腹および胴蛇腹を設けること。</li> <li>寄棟屋根の場合は、庇飾り、軒蛇腹および胴蛇腹を設けること。</li> </ul>	
和洋折衷様式	屋根	切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外壁	1階	下見板張り、ささら下見板張り、ラップサイディングボード張り、漆喰塗りまたは和風に配慮された塗装のいずれかとすること。
		2階	下見板張りまたはラップサイディングボード張りとすること。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>隅柱を設けること。</li> <li>木製面格子を取り付けた窓、木製出格子窓または格子窓のいずれかとすること。</li> <li>額縁、笠木および窓台を設けた縦長格子窓または笠木を設けた格子出窓とすること。</li> <li>ただし便所、風呂場、台所等の窓はこの限りではない。</li> </ul>	
分節等	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻屋根の場合は、軒蛇腹、胴蛇腹および1階と2階の間に庇を設けること。</li> <li>寄棟屋根の場合は、庇飾り、軒蛇腹、胴蛇腹および1階と2階の間に庇を設けること。</li> </ul>		
防火造町家様式	屋根	切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外壁	漆喰塗りまたは漆喰塗り風に配慮された塗装のいずれかとすること。	
	窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦長窓または縦長アーチ窓とすること。</li> <li>ただし、便所、風呂場、台所の窓はこの限りではない。</li> </ul>	
	分節等	<ul style="list-style-type: none"> <li>軒蛇腹または屋根と2階（平屋建ての場合は1階）の間に出桁を設けること。</li> <li>胴蛇腹または1階と2階の間に庇を設けること。</li> </ul>	

※ 新築・購入の場合は、和洋折衷様式に限ります。



# 西部地区都市景観形成地域の 景観形成住宅等建築奨励金制度の ご案内

和風様式、洋風様式、和洋折衷様式などの歴史的な景観に配慮して建てられる建築物または改修を行う建築物に対し、奨励金を交付します。





## 【1】 景観形成住宅等建築奨励金制度とは

函館の西部地区には、和風・洋風・和洋折衷様式などの歴史的な建築様式を受け継ぐ建物が今も数多く建ち並び、坂道などと組み合わせながら、函館らしい町並みが形成されています。

市では、このような函館らしい歴史と文化を形づくっている景観を有している地域を「西部地区都市景観形成地域」に指定して、歴史的な景観の保全に努めています。

西部地区都市景観形成地域の歴史的な景観を維持していくために、地域内において函館らしい歴史的な景観に配慮した建物を新築または購入する場合、既存の建物を函館らしい歴史的な景観に配慮した建物に改修する場合、奨励金を交付します。

## 【2】 奨励金を受けることができる地域

奨励金を受けることができる地域は、西部地区都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内となります。

## 【3】 奨励金の対象となるもの

下記の条件を満たしているものが、奨励金の対象となります。

- ① 西部地区都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内の公道（国道、道道、市道）に面する場所において建物を新築または購入する場合、既存建物を改修する場合。  
※ 改修の場合は、配慮基準に適合していない（屋根を除く。）既存の建物が対象となります。また、部分改修も対象となります。
- ② 建物については、「函館らしい歴史的な景観への配慮基準」に適合していること。  
※ 配慮基準適合のほか、設計主旨などについて景観アドバイザーと協議していただきます。
- ③ 建物の用途は、住宅、店舗、事務所等であること。
- ④ 建物の階数は2以下とし、地階を有しないものであること。
- ⑤ 外構については、建物および周辺の景観と調和のとれたものであること。
- ⑥ 屋外広告物を設置する場合は、建物および周辺の景観と調和のとれたものであること。

## 【4】 奨励金の対象となる様式と補助金の額

新築、購入の場合 → 和洋折衷様式

改修の場合 → 和風様式、洋風様式、和洋折衷様式、防火造町家様式

区分	様式	補助対象	補助率	上限額
新築・購入	和洋折衷様式	外観にかかる費用	40%	200万円
改修	全ての様式	外壁にかかる費用	40%	80万円
		窓にかかる費用		60万円
		分節等にかかる費用		60万円

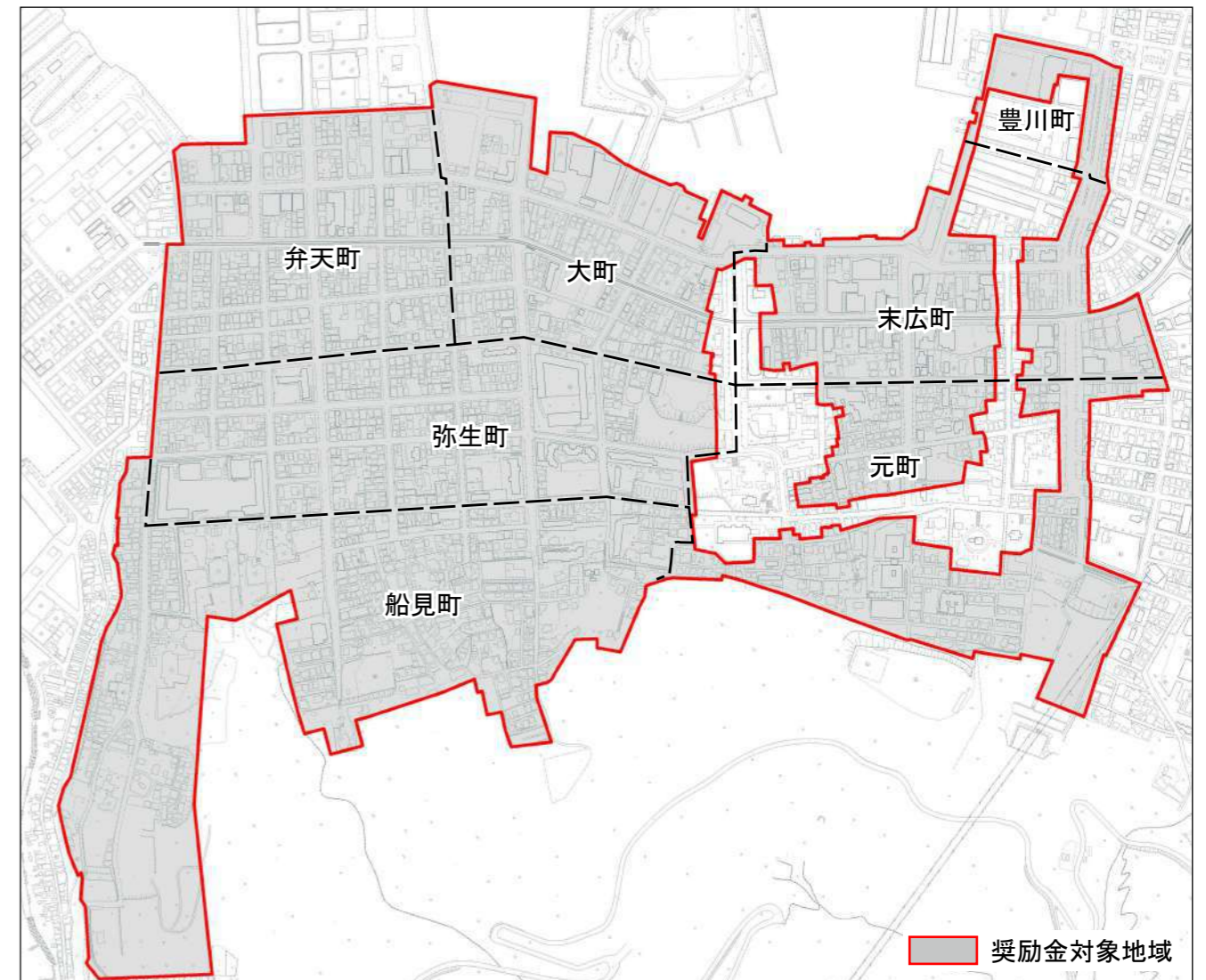
## 【5】 受付期間

随時受け付けます。ただし交付金額が予算に達した時点で、申込を締め切ります。

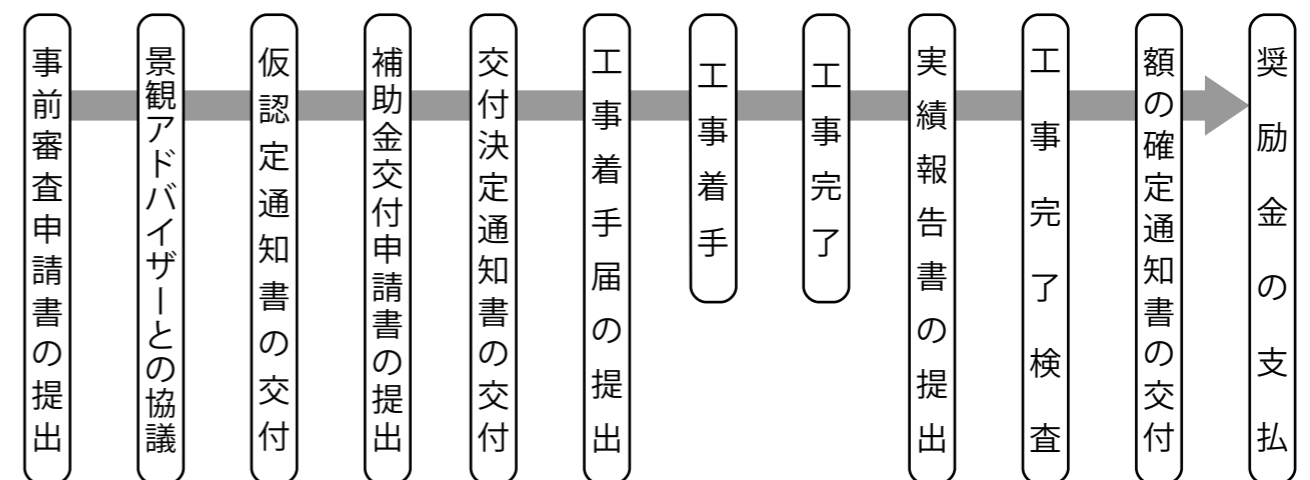
## 【6】 建物の写真の使用について

奨励金を受けた建物については、パンフレットやホームページ等に掲載させていただく場合があります。

【景観形成住宅等奨励金対象地域】



【奨励金制度の流れ】



### 【お申し込み・お問い合わせ先】

函館市東雲町4番13号 函館市都市建設部まちづくり景観課  
TEL : 0138-21-3388 E-mail : keikan@city.hakodate.hokkaido.jp